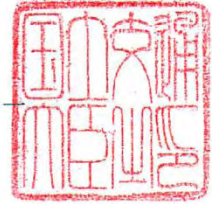


行政文書開示決定通知書

様

国土交通大臣 石井 啓



令和元年5月24日付けで請求され、同日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

「羽田空港のこれから ~ご質問についてお答えします~ (V.5.1.2)」

羽田空港の機能強化に係る新飛行経路案における試験飛行の開始予定時期等について
羽田空港の機能強化に係る新飛行経路案における試験飛行の開始予定時期等につき、下記詳細を教えてください。
(1) 試験飛行期間の予定開始時期・予定終了時期
(2) 新飛行経路案別の予定飛行時間帯・頻度・機種

2 不開示とした部分とその理由

なし

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示の実施の方法等

(1) 事務所における開示(閲覧又は写しの交付)を希望する場合

◇開示の実施を受けることができる日時及び場所

日時: この通知書を受け取った日から30日以内

(土・日曜日、祝祭日を除く。)(9:30~11:45、13:00~16:45)

場所: 国土交通省大臣官房広報課情報公開窓口

(東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館 5階)